

## 長野県障がい者福祉センター警備業務仕様書

### 1 委託業務名等

- (1) 委託業務名 長野県障がい者福祉センター警備業務委託  
(2) 委託期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日  
(3) 業務箇所 長野市大字下駒沢586  
(4) 施設規模 SRC造 3階建・延床面積 7,302 m<sup>2</sup> ・敷地面積 22,540 m<sup>2</sup>

### 2 警備の目的及び方法

長野県障がい者福祉センター（以下「センター」という。）の火災、設備故障、盗難及び破壊行為等の防止とこれらの早期発見のため、有人警備、機械警備及び巡視警備を実施する。

### 3 警備時間及び常駐警備員等

期 間 及 び 警 備 時 間 帯 等	常駐者配置場所	常駐警備員数
(1) 開館日（平日） 午後9時00分から 翌日午前8時30分まで	管 理 人 室 （1階）	常時1名以上
(2) 開館日（日曜日・祝日） 閉館日（下記(3)の期間を除く） 午後5時00分から 翌日午前8時30分まで		
(3) 年末年始等 午前8時30分から 翌日午前8時30分まで		

### 4 監督員

本仕様書における監督員とは、長野県障がい者福祉センターの担当者をいう。  
本仕様書に明記のない場合又は疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

### 5 有人警備

#### (1) 業務内容

- ア センターの業務開始前に出入口の扉の開錠を行う。  
イ センターの業務終了後、施錠前の警備を行い異常のないことを確認した後、出入口の扉の施錠を行う。  
ウ 不審者の発見と進入阻止を行う。特に、駐車場内の不法駐車防止、センター敷地への部外者の侵入防止、盗難及び破壊行為の防止及びそれらの早期発見に努める。  
エ 火災・地震・事故・事件等館内に異常事態が発生した場合は、直ちに現場に急行し処理にあたる。  
オ 管理人室において、次の定位置業務を行う。  
① 管理人室に設置された防災盤・設備異常警報機により火災警報、防犯・防災、ELV閉込め警報等の監視を行うとともに、消防・警察・設備管理業者・センター職員等の必要な関係者への通報を行う。  
② 宿泊者の安全管理、応対等  
③ 適切な方法による職員、関係者等の通用口における出入館の管理等  
④ 清掃、設備管理業者等関係者への鍵の受渡し、保管及びその記録  
⑤ センターの業務時間外の来館者、電話への応対、拾得物の保管  
⑥ 郵便物、新聞等の受取り及び所定の場所への運搬  
⑦ 巡回報告書、残業者等の退出時間の記録、警備日誌等、別途監督員が指示する報告書の作成・提出

## ⑧ その他警備上必要な業務

### 6 機械警備

#### (1) 機械監視を行う項目

不法侵入者の阻止及び宿泊者の無断外出の防止

#### (2) 機械警備の方法

ア 監視機器を設置し、専用回線により管理人室に接続して監視する。

イ 監視機器の設置に要する費用、機器の保守点検及び修理費用は、受託者の負担とする。

ウ 異常事態受信時は、受信内容を確認するとともに、「110番」通報するなど必要な処置を行う。

### 7 巡視警備

#### (1) 巡視警備の方法

監督員と協議して定めた巡視経路、巡視時間に基づき次の巡視警備を行う。

① 退館後の各階各室の扉施錠確認、非常階段出入扉施錠確認

② 便所・倉庫等の点検、湯沸室・ガス栓の点検

③ 侵入者・不除去者の発見・退去指示

④ 各階不要場所の消灯

⑤ 消火栓・消火器等の点検

⑥ その他火気の点検

#### (2) 特別巡回

地震が発生したとき、あるいは水害の恐れがあるとき、又は近隣火災に因る類焼の危険が生じたときは特別巡視を行い、状況によりセンター職員等に連絡する。

#### (3) 異常を発見したとき

現場での応急処置、消防・警察・設備管理業者・センター職員等関係者への通報等、必要な処理を行う。

### 8 支給または貸付

(1) 警備員の常駐に要する光熱水費は、無償とする。

(2) 休憩室、ロッカー等は無償で貸与する。

### 9 業務の実施体制

(1) 警備職員は、専任体制をとること。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに従事する警備員を定め、経歴、資格、住所、氏名等を書面により監督員に提出し、その承認を得ること。

(3) 受託者は、警備員を委託開始日までに配置すること。

(4) 警備員の勤務状態等が不良と認められたときは、監督員は理由を明示のうえその交代を求めることができるものとする。

### 10 実施上の注意

(1) 貸与を受けた鍵類の管理は厳正に行うこと。なお、契約解除又は契約期間満了においては、速やかに鍵を返還すること。

(2) 警備員は、制服を着用し、上着には社名・氏名を記載した名札をつける。

(3) 受託者及び警備員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 契約解除又は契約期間満了後の監視機器の撤去及び損傷部分の原状回復に要する費用は、受託者の負担とする。